

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都生活衛生審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条、東京都生活衛生審議会条例
設置年月日	昭和33年10月1日
機関の目的 ・所掌内容	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、理容、美容業等の衛生上の措置の基準等に関する調査審議を行う。
委員数	14名 (うち、女性委員数5名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/seiei_shingikai/index.html
問い合わせ先	保健医療局健康安全部環境保健衛生課 電話番号： 03-5320-4385